**滋賀県介護職員実務者研修等代替職員確保事業費補助金【令和５年度】**

県では、質の高い介護職員の養成支援の一環として、介護従事者の研修の受講を促進し、多様化・高度化する介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保と介護サービスの安定的な提供体制の確立を図ることを目的として、研修受講者の代替職員配置に要する経費を対象とする補助事業を実施します。

対象法人・事業所の皆様には、上記の目的を御理解のうえ、当補助金を有効に御活用いただきますようお願い申し上げます。

**《手続の流れ》**

１　交付条件等の確認

　(1) 補助対象事業者

ア　居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ　地域密着型サービスを行う事業

ウ　施設サービスを行う事業（法改正により新たに規定された介護医療院サービスのほか、廃止までの経過措置期間が延長された介護療養施設サービスを含みます。）

エ　介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ　地域密着型介護予防サービスを行う事業

　(2) 補助対象職員

現任の介護職員（事務職員を除く。）で補助対象研修の受講対象となる者

(3) 補助対象となる研修

ア　実務者研修

イ　介護員養成研修（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修）

ウ　喀痰吸引等医療的ケア研修

エ　認知症ケアに携わる介護従事者の研修（認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践リーダーフォローアップ研修、認知症介護指導者養成研修）

オ　県が実施する介護職員チームリーダー養成研修

カ　滋賀の福祉人研修

キ　外国人介護専門職育成研修

ク　介護キャリア段位におけるアセッサー講習

(4) 補助対象経費

対象研修に職員が派遣される日における代替職員の人件費（賃金（基本賃金に相当する手当を含む。）、通勤手当および派遣料）

ただし、研修に派遣する職員１人につき、研修１日あたり10,000円を上限とする。

　(5) 代替職員の要件等

　　ア　補助対象となる代替職員は、臨時的職員等の非正規職員とします。

イ　代替職員の雇用期間および雇用形態（パートタイム、契約社員、派遣労働者等）は問いません。

ウ　代替の対象日以外は、他の業務にあたっても差し支えありません。

　＊必ず当事業にかかる事業実施要綱・補助金交付要綱を御確認ください。

＊要綱・様式等は、県ホームページ（医療福祉推進課）に掲載しています。

２　交付申請書の提出

補助金交付要綱の別記様式第１号により交付申請書を作成し、原則として事業開始（代替対象職員の研修派遣の初日）の１月前までに県医療福祉推進課あて提出してください。事後に申請があった場合には補助金の対象とできませんので、御注意願います。

当補助金については、当課に申請書が到着した順に申請を受け付けることとし、先着順に予算の範囲内で交付する予定です。そのため、予算を超える申請があった場合は、申請内容が適正であっても交付できないことがあります。

　＊予算超過による受付停止は県ホームページ（医療福祉推進課）でお知らせします。

３　交付決定

　　県が交付申請の内容を審査し、要件を満たしている場合に交付決定を行います。

４　補助事業の実施

代替対象職員の研修派遣は、交付決定日以降に行ってください。

研修受講中の職員の退職、研修受講中断等の理由により、予定どおり補助事業を実施できない場合は、変更交付申請書を提出いただく必要がありますので、速やかに県医療福祉推進課まで連絡してください。

５　実績報告書の提出

研修修了後30日以内または令和６年４月10日のいずれか早い日までに、補助金交付要綱の別記様式第３号により実績報告書を提出してください。

６　補助金の支払

県において実績報告書を審査し、額の確定を通知します。その後、請求書を提出いただき、補助金を支払います。事業計画段階での概算払いは行いません。

７　介護福祉士の資格等取得者の届出制度の周知啓発

平成29年４月から、介護福祉士資格を保有する方は離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務とされたほか、経営者は届出が適切に行われるよう必要な支援を行うことが努力義務とされています。

当該届出制度では、離職中の介護福祉士資格所有者だけでなく、在職中の方も含め、介護職員初任者研修、実務者研修等を修了した方につきましても、届出を行うことにより福祉人材センターから情報提供を受けることができます。

つきましては、本事業による支援を受けて研修を修了された方を含む従業員の皆様に積極的に届出を行っていただけるよう、制度周知に御協力をお願いします。

なお、届出は、社会福祉法人全国社会福祉協議会・中央福祉人材センターが運営する専用サイト「福祉のお仕事」（https://www.fukushi-work.jp/todokede/）からでも可能です。

　【届出制度に関するお問い合わせ先】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **名称** | **住所** | **電話番号** | **FAX番号** |
| 滋賀県介護・福祉人材センターくさつセンター | 草津市大路1-1-1エルティ932(3階) | 077-567-3925 | 077-567-3928 |
| 滋賀県介護・福祉人材センターひこねセンター | 滋賀県彦根市大東町2-28アルプラザ彦根コージータウン内(4階) | 0749-21-6300 | 0749-21-6205 |

８　その他

今後、受付の停止や運用上の留意点にかかるＱ＆Ａその他の連絡事項がある場合には、県ホームページ（医療福祉推進課）に掲載することとしますので、交付申請請等の手続前に予め御確認いただきますようお願いします。

９　書類の提出先・お問合せ先

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護・福祉人材確保係

〒520-8577　大津市京町四丁目１－１

電話番号：077-528-3597／FAX：077-528-4851

e-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp

※電話でのお問い合せは県庁の執務時間内（12:00～13:00を除く）にお願いします。

※メールでのお問い合せの際には、タイトルに「介護職員実務者研修等代替職員確保事業費補助金」にかかる質問である旨明記してください。